

障害者相談支援事業等の消費税の取扱いについて

【概要】

障害者相談支援事業等について、全国的に多くの自治体が消費税を非課税取扱いとしていたことが判明したため、令和5年10月に改めてこども家庭庁・厚生労働省から「障害者相談支援事業等に係る社会福祉法上の取扱い等について」が発出されました。

これにより、障害者相談支援事業等については社会福祉法で規定する社会福祉事業に該当せず、消費税関係法令上ほかに非課税と規定する旨の規定もないことから、消費税の課税対象であることが示されました。

この通知を受け、本市で委託事業として実施してる障がい者支援サービスを確認したところ、「相談支援事業」と「安心生活支援事業」について委託金額に消費税額を含めていないことが判明しました。

【適用誤りの原因】

障害者相談支援事業等の取扱いについては、これまで明確に周知がなされておらず、社会福祉法に基づく社会福祉事業は消費税非課税であり、同事業と同様の性格の事業である障害者相談支援事業等は社会福祉事業に該当すると誤認していたものです。

【今後の対応】

受託事業者から過去5か年（平成30年度～令和4年度）分の修正申告をしていただき、消費税相当額について市が負担します。

【対象事業者数】

平成30年度～令和4年度 3法人

【市が法人に支払う消費税相当額】

約2,013万円